

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号</b> 議案第19号
<b>議案名</b> 平成24年度宝塚市病院事業会計予算
<b>議案の概要</b> <p>平成24年度当初予算の収益的収支は、収入109億249万円余、支出110億8,512万円余となり、1億8千262万円余の赤字を見込んでいる。収支は前年度当初予算と比較して4億2,728万円余の好転となっている。</p> <p>主な建設改良費としては、大規模改修工事3億7,200万円、医療機器5億3,000万円を計上している。大規模改修工事では、受変電設備の更新、蒸気配管工事、空調設備工事等を予定している。医療機器では、医療情報システムの更新、ジェット式洗浄乾燥装置、患者監視装置システムの導入を予定している。</p>
<b>論点</b> 1 収支に関する事項
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b> <p>問1 診療材料費削減の取り組みはどうか。近隣病院との共同購入はできないか。</p> <p>答1 共同購入については、12～3年前に伊丹、川西と取り組んで断念した経緯がある。昨年、阪神間の市立病院の事務長会で再度協議があり、共通する資材について、24年度に共同購入の検討を進める。材料費削減については、他病院の購入データと比較しながら抑制に努めたい。</p> <p>問2 大規模改修の進捗状況はどうか。</p> <p>答2 総費用41億円を見込み、平成18年度から順次工事を進めているが、22年度までの進捗率は15%程度。21年度に、改革プランに基づく透析室の改修、緩和ケア病棟改修を優先したため、大規模改修の進捗は予定より遅れている。</p> <p>大規模改修は平成15年度に作成した基本計画に基づいており、平成24～25年度に受変電設備改修が完了した段階で、計画見直しを検討したい。</p> <p>問3 医療機器の導入について、リース契約や複数年契約の検討は。</p> <p>答3 機器の耐用年数、使用状況等を考慮しながら検討している。</p> <p>問4 公共施設等の障がい者向け駐車スペースの利用を許可制にする「パーキングパーミット」制度が、4月1日から県で実施されるが、対応は。</p> <p>答4 県の制度の趣旨に沿って検討している。現在も、障がい者駐車場にはガードマンを配置しており、証明書を持っていない方等に対しても柔軟な対応に努めたい。</p> <p>問5 医師や看護師が利用できる院内保育の利用者がふえている。定員を超えている日もあるようだが、安心して働ける体制づくりのため、整備が必要ではないか。</p>

答5 平成22年度後半から、急速に利用がふえている。このような状況が続くようなら、大規模改修計画の見直しに合わせて、考慮したい。

問6 新年度予算では、入院診療収入が1日3千円の増と見込まれているが、上昇の要因は何か。また、それは達成可能な数値であるのか。

答6 各種の診療報酬加算や、亜急性病床廃止による診療報酬増のほか、地域連携の強化により検査入院や手術入院が増加することを見込んでいる。

地域医療支援病院の認定を受けることで、年間5～6千万円の診療報酬増となる。地域との連携は、市民への安全安心な医療の提供という側面と、病院の経営改善という側面があり、この目標は何か何でも達成したい。

## 論点 2 改革プランについて

### <質疑の概要>

問1 平成22年度は改革プランの目標を達成していないが、23年度は改善の方向性が見えてきていると伺っている。改革プランでは平成25年度の黒字化が目標だが、実現できるか。

答1 平成24年度は、改革プラン上は2億4千万の赤字見込みであったが、今回編成した当初予算では1億8千万の赤字まで改善を見込んでいる。25年度は、改革プランに掲げる3千500万円の黒字を達成できると考えている。

問2 地域医療支援病院の認定に向けて、市民への周知が必要。先日視察した沼津市では、「主治医は二人」という表現でPRしていた。また、紹介率向上のため、地域の医療機関に対する返書の徹底、書式の簡素化による医師の負担減、紹介状を書いてもらうための専用封筒の配布などに取り組んでいたが、本市ではどうか。

答2 返書の徹底、書式簡素化は、既に行っている。専用封筒については検討したい。

問3 院外処方への導入に向けた準備の状況はどうか。

答3 24年度下半期からの実施を目指して、患者への周知、院内ルール、手順等を詰めているところ。薬品の在庫調整、薬剤師会との協議も進めている。

問4 院外処方への導入について、行革面からの検証はどうか。

答4 薬価差益が減少することで外来診療の収益が5千数百万円下がるが、薬剤師が病棟で投薬指導することによる診療報酬増のほか、業務軽減に伴う時間外勤務手当で4～5千万円、薬剤の在庫調整で1,800万円程度の削減が見込め、トータルでは若干のプラスを見込んでいる。

問5 産婦人科の再開について、再開が実現できないのは何が問題なのか。

答5 兵庫医大に対しては引き続き医師派遣のお願いをしているが、医師不足が要因で体制が整っていない。兵庫医大とは良好な関係を保っており、こちらの状況について理解もいただいているので、引き続き要望していきたい。

問6 医療支援病院の認定に向けて、地域の医院への訪問を戦略的に進めてほしい。地域に根ざした市立病院となるため、院長の基本的理念はどうか。

答6 率先垂範をモットーに、気概を持って進んでいく。開かれた病院のトップであると認識し、市民に親しみやすい雰囲気をつくるよう心がけている。

#### 自由討議の概要

議員A 経営改革プランの目標達成に向けて努力されているのがわかる。今後も引き続きがんばってほしい。

議員B 市民満足度の向上を目指すとともに、職員満足度の向上も重要だと考える。

議員C 経営改善のためには、院内のコミュニケーションを大事にして、自由にものが言える体制づくりも重要。

議員D 地域医療支援病院の認定に向けては、患者さんに自宅近くでかかりつけ医を持っていただく必要があるが、まだPRが不足しているように感じる。さらに努力してほしい。

討 論 なし

そ の 他 なし

審 査 結 果 可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第27号
議案名	宝塚市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>外国人登録法が廃止されることに伴い、同法に係る市条例の規定を整備するため、次の6条例について、それぞれ必要な改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 宝塚市事務分掌条例 「外国人登録」を「特別永住、在留管理」に改める。</li><li>・ 宝塚市一般事務手数料条例 「外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書の交付」の項目を削除する。</li><li>・ 宝塚市援護資金貸付基金条例 資格要件中「外国人登録原票に登録されている者」という規定を削除する。</li><li>・ 宝塚市印鑑条例 登録資格中「外国人登録原票に登録されている者」という規定を削除する。</li><li>・ 宝塚市犯罪被害者支援条例 市民の定義中「外国人登録法による登録を受けている者」という規定を削除する。</li><li>・ 宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例 認定要件について「廃止前の外国人登録原票に登録されていたこと」という規定に改める。</li></ul>
論点	1 市民への影響について
<質疑の概要>	<p>問1 該当する市民への影響はどうか。</p> <p>答1 現在、市内の外国人登録人口は3,146人。これまでは、住民基本台帳法と外国人登録法の別々の制度で把握していたため、外国人住民は住民票に記載できなかった。今回の改正により、外国人住民にも住民票が作成されることになるため、日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され、世帯全員が記載された住民票の写し等の発行が可能になる。また、各種行政サービスの届け出との一本化が図られるため、事務手続が簡素化される等、利便性が向上する。</p>
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第28号
議案名	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>乳幼児等医療費助成について、外来の場合の一部負担金が無料となる対象児が6歳児までだったものを、平成24年7月から、9歳児までに拡充するとともに、税制改正に伴う影響を緩和するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
論点	1 制度拡充による影響
＜質疑の概要＞	
問1	乳幼児等医療費助成に対する市の方針はどうか。
答1	無料化対象児の拡大は、市の独自施策であり、市として相当額の財源が必要となるが、子育て世代への支援を充実することは、将来的に本市の人口増につながっていくものと考えている。
問2	無料化対象年齢のうち、この制度に該当する人の割合は。また、対象外でも、所得が限度額に近い世帯や、難病の子どもを抱え医療費が多額にかかる世帯もある。対象外世帯の生活実態はどうか。
答2	該当者は全体の約69%。全体の生活実態は把握していないが、制度上、所得の多い世帯の子どもは医療費がかかっても受給はできない。
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号 議案第29号

議案名 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

国民健康保険税の税額等を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。  
主な改正点は、税額及び賦課限度額の引き上げである。

論点 1 保険税改定について

<質疑の概要>

問1 今回の国民健康保険税引き上げの経緯は。

答1 平成22年度に保険税の限度額引き上げを行ったが、22年度決算額で累積赤字は約6億2千万円となった。今後3カ年の将来予測をたてたところ、給付費が5億円程度伸びて、このまま保険税を据え置けば赤字額が膨らんでいくことが見込まれた。そのため、市として収納対策に取り組む一方で、保険税についても一定の負担をお願いしたい。これにより、3年後に単年度収支の黒字化を目指している。改定後の収支見込みは、平成24年度は900万円の赤字、25年度は1,900万円の赤字、26年度は3,500万円の黒字となり、3カ年で700万円の黒字を見込んでいる。

問2 国民健康保険税の引き上げは未収金の増加につながる。払いたくても払えない人もいる。悪循環に陥るのではないか。

答2 国民健康保険運営協議会の答申の中でも、これまでより丁寧な対応を行うよう、意見をいただいている。税相談等で丁寧な対応に努めたい。

問3 未収金について、所得階層別で見ると、払えていない人の約8割が低所得者層である。この状況を、市としてどう考えるか。

答3 国保会計は平成22年度決算で、単年度の赤字が約3億円。制度を持続していくためには、これ以上赤字をふやさないことが重要であると考えている。今回、低所得者層にできるだけ配慮し、国民健康保険税の税額等を引き上げる改正提案を行った。

問4 他市では、未収金対策の対応マニュアルを作成し、取り組んでいる。本市ではどうか。

答4 本市では具体的な対応マニュアルは作成していないが、法律や条例に基づき対応している。未収金の回収対策としては、電話や窓口での納税相談を実施しながら、生活実態に即した懇切丁寧な対応に努めている。職員の能力を高めるため職員研修にも参加している。今後は、納税相談や窓口対応のマニュアルづくりにも取り組みたい。

問5 市民からは、払っていない人たちの分まで私たちが負担しなければいけないのか、という苦情も聞く。未納者に対する保険証の交付については、どのように扱っているのか。

答5 滞納者に対して、差し押さえに至るまでに接触を図る機会をふやすという意味で、短期被保険者証や資格証明書の発行という方法が考えられる。

本市では、6カ月間有効の短期被保険者証を送っているケースが581件ある。今年度の場合、平成21年4月1日以降に納付がなく、19年以前に滞納のある方に対して、短期被保険者証を発行している。発行件数は、他市に比べると少ない。

問6 資格証明書の発行は保険証の取り上げであり、病院に行けなくなる。収納率の向上対策は別の方法でやるべきだと考えるがどうか。

答6 そのようなことがあってはならないという考えから、資格証明書については発行していない。資格証明書の発行を前提とした納税事務は行わないという考え方である。

#### 自由討議の概要

議員A 保険税収納率の目標値が達成できていないのに、国民健康保険税の引き上げを加入者に求めるのは、受け入れがたい。低所得者の生活を追い詰めることになるのではないか。

議員B 収入が減る世帯が多いなか、国民健康保険税が引き上げられる。滞納者をふやすことにつながらないか心配である。

議員C 厳しい取り立ては市民への影響が大きい。納税について相談しやすい体制づくりが必要である。

議員D 今回の改正では、収納率の目標を達成すれば収支均衡が図れるということなので、目標を達成し説明責任を果たすことが市の責務と考える。

#### 討論

(賛成討論)

議員1 全面的な賛成ではないが、改正しなければ財政に与える影響は大きい。国民健康保険運営協議会の答申に基づくものであり、その議論を尊重したい。

(反対討論)

議員 1 国民健康保険税の引き上げによって収支改善を図っていくというやり方に反対する。逆に税額を支払い可能な額に引き下げ、滞納を減らす方法もあるのではないか。

そ の 他 なし

審 査 結 果 可決 (賛成多数) 賛成 7 人 反対 1 人



平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第30号
議案名	宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行により、障害者自立支援法が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>法改正に伴い、障害福祉サービスの利用者負担が、従来の定率1割負担から応能負担に改正される。</p>
論点	1 法改正による影響について
<質疑の概要>	なし
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第31号
議案名	宝塚市立療育センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行により、児童福祉法及び障害者自立支援法が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>主な改正点は、使用料が従来の定率1割負担から応能負担に改正されるとともに、すみれ園・やまびこ学園の入所に必要となる受給者証の交付者が県から市に変更となる等である。</p>
論点	1 法改正による影響について
<質疑の概要>	なし
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第32号
議案名	宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>主な改正点は、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格基準を市が定めることとした点である。</p>
論点	<p>1 法改正による影響について</p> <p>&lt;質疑の概要&gt;</p> <p>問1 技術管理者の資格基準を市が定めることに対する影響は。</p> <p>答1 実態として既に設置しているため、特に影響はない。</p>
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第33号
議案名	宝塚市廃棄物減量等推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>市議会議長からの申し入れに基づき、宝塚市廃棄物減量等推進審議会の構成員から市議會議員を除外するため委員構成を変更するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の引用条項について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
論点	1 委員構成について
<質疑の概要>	<p>問1 市議會議員が審議会に参画しないことになったため、市議會議員の委員数5名分を単純に減らす内容になっているが、委員構成としてはこれでいいのか。全体の委員数は減らさず、公募による市民委員をふやすべきではないか。</p> <p>答1 今回は、市議会議長からの申し入れに基づき必要となる改正を行うものである。公募による市民委員については、今後、市全体としての方針が出た時点で検討を行いたい。</p>
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第34号
議案名	宝塚市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、社会教育法が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>従来は法律によって規定されていた公民館運営審議会の委員の委嘱基準について、法律改正後は市条例で定めることとなったため、必要となる条例の規定を整備する。</p>
論点	1 委員構成について
<質疑の概要>	なし
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第35号
議案名	宝塚市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、図書館法が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>従来は法律によって規定されていた図書館協議会の委員の委嘱基準について、法律改正後は市条例で定めることとなったため、必要となる条例の規定を整備する。</p>
論点	1 委員構成について
<質疑の概要>	<p>問1 委員構成の中で「社会教育の関係者2人」を1人減らし、「家庭教育の向上に資する活動を行う者1人」を新たに加えている。「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、どういった人を指すのか。</p> <p>答1 教育基本法第10条に規定されている「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」を指しており、実質的に保護者の枠になる。現在、「社会教育の関係者」としてPTA協議会から参画されている委員が該当する。</p>
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第36号
議案名	宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>主な改正点は、従来は法律で規定されていた認定こども園の要件が、都道府県の条例で規定されることになった点である。</p>
論点	(なし)
<質疑の概要>	なし
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案第47号
議案名	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
議案の概要	<p>「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行により、外国人登録法が廃止されることに伴い、広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>主な改正点は、住民の定義から「外国人登録原票に基づく」という部分を削除する点である。</p>
論点	(なし)
<質疑の概要>	なし
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）



平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号</b> 議案第76号
<b>議案名</b> 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b> <p>第5期宝塚市介護保険事業計画において計画された介護保険給付費に基づき、平成24年度から平成26年度までの介護保険料等を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>主な改正点は、介護保険給付費の増加を見込んで保険料を引き上げるとともに、保険料段階を現行の10段階から12段階にふやすことで、負担能力に応じた保険料賦課を図ろうという点である。</p>
<b>論点</b> 1 条例改正による影響について
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
問1 今回の保険料改定のポイントは何か。
答1 平成24年度から26年度までの保険給付費が、前期に比べ22%伸びると想定し、必要となる保険料を算定したが、県や市の基金を取り崩して充当することで、引き上げ額の抑制を図っている。また、保険料段階を現行の10段階から12段階にふやすことで、低所得者の負担に対する配慮を行っている。
問2 介護保険料の改定では引き上げ幅が867円となり、阪神間トップの大幅な引き上げ額になっているが、市の考えはどうか。
答2 平成21年度から23年度までの3カ年における、本市の第4期介護保険事業計画では、介護保険給付費を約338億円と計画していたが、本年度末の実績額では358億円となり、給付が20億円伸びているという状況である。
平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画では、さらに給付額がふえて446億円にのぼると計画している。
保険料は介護給付見込み額に基づいて算出するが、その際に、県の財政安定化基金の取り崩しによる本市への交付金7,900万円、本市の基金からの取り崩し1億8千万円を充当する等、保険料の引き上げ抑制に努めた結果、改正後の基準額を4,867円にとどめた。
近隣市では、神戸市、尼崎市、芦屋市、猪名川町が、今回の改正により保険料が5千円を超える予定である。
問3 県の財政安定化基金121億円のうち72億円を取り崩して、介護保険料の引き上げ抑制に充てるとのことだが、残る50億円についてはどう使われるのか。残る基金についても保険料抑制に使うよう、県に要望するべきではないか。
答3 今回は、県全体で72億円を財政安定化基金から取り崩し、その3分の1に相当

<p>する額が市町村に交付される。そのうち、宝塚市への交付額が7,900万円である。残る50億円については、県が今後3年間で必要と考える介護給付等に充てると聞いている。</p>	
<b>自由討議の概要</b>	なし
<b>討論</b>	(反対討論) 討論1 高齢者にとって負担増となる。介護給付費がふえるほど、国民の負担がふえる仕組みに問題がある。値上げの抑制に努めるべき。
<b>その他</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決(賛成多数) 賛成7人 反対1人

平成24年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

請 願 番 号	請願第10号
議 案 名	「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出 についての請願
議案の概要	<p>精神疾患、自殺、引きこもり等、心の健康問題が深刻な事態となっている今、日本の精神保健医療を総合的に改革するため、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書を、国会や国の関係機関に提出するよう求めるもの。</p>
論 点 1	「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）について
<質疑の概要>	
問 1	厚生労働省が、医療政策の重点疾患を従来の4疾患（がん・急性心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病）に、新たに精神疾患を加えて5疾患としたとのことだが、法の内容はどのようなものになるのか。
答 1	現在、法の内容が具体的に決まっているわけではない。精神保健医療に関する今の体制では不十分なため、さらなる取り組みを求めるもの。
自由討議の概要	
議員A	日本人がかかる率が高い病気が4疾患とされている。この4疾患に最近多くなってきた心の病気等の精神疾患を入れるもの。現在、精神医療の中心が隔離収容というのは改善すべき。
議員B	障がい者への施策は遅れているが、その中でも特に精神障害は遅れている。早期に改善すべき。
議員C	究極は自殺を予防していくことにつながる。精神障害を正しく理解していくべき。
討論	なし
そ の 他	なし
審 査 結 果	採択（全員一致）